

2014年7月7日 全13頁

# 法律・制度 Monthly Review 2014.6

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 6月は、政府税制調査会などにおける法人課税の議論、会社法改正法の国会成立（20日）、「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」の閣議決定（24日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○6月の法律・制度レポート一覧	2
○6月の法律・制度に関する主な出来事	3
○7月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
なるほどNISA 第8回（前・後編）	
NISAをどのように活用するか	6
○レポート要約集	9
○6月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○6月の大和総研ウェブサイトコラム	13

## ◇6月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
2日	なるほどNISA 第6回 投資信託制度の改革 —NISAの制度設計等への影響—	吉井 一洋	税制	4
4日	なるほどNISA 特別回 2014年度税制改正で、毎年金融機関の変更が可能に	吉井 一洋	税制	3
	バーゼルⅢの初歩 第1回 「バーゼルⅢ」とは？	鈴木 利光	金融制度	2
10日	法律・制度 Monthly Review 2014.5 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	12
11日	バーゼルⅢの初歩 第2回 バーゼル規制の変遷は？	鈴木 利光	金融制度	2
12日	なるほどNISA 第7回（前編） 政府が期待する活用方法と各社の対応 —「金融資産ゼロ世帯」と先取り貯蓄—	是枝 俊悟	税制	4
13日	なるほどNISA 第7回（後編） 政府が期待する活用方法と各社の対応 —年1回決算・ノーロードの投資信託—	是枝 俊悟	税制	4
20日	いわゆるスクープ報道と適時開示を巡って ～「不明確な情報等に関する注意喚起」制度の導入～	横山 淳	金融商品 取引法	10
	巨大金融機関、規制自己資本比率が2倍に？ ～破綻処理に資する“GLAC”（ベイルイン債務） の拡充が求められるか～	鈴木 利光	金融制度	4
	バーゼルⅢの初歩 第3回 バーゼルⅠはなぜ導入された？	鈴木 利光	金融制度	2
23日	なるほどNISA 第8回（前編） NISAをどのように活用するか —資産運用が家計改善の有力な選択肢に—	是枝 俊悟	税制	3
24日	銀行の再編に関する法律など ～銀行同士の合併を例に、法律ごとに ワンポイント解説～	堀内 勇世	金融制度	5
	会社法改正法、成立	横山 淳	会社法	9
25日	なるほどNISA 第8回（後編） NISAをどのように活用するか —時間分散・銘柄分散で安定的な運用を目指す—	是枝 俊悟	税制	3

## ◇6月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇個人住民税均等割の標準税率が年4,000円から5,000円に引上げ。
2日	◇国税庁、財産評価基本通達を一部改正。上場新株予約権の評価方法を定める等の改正（平成27年1月1日以後の相続等より施行）。 ◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正し、同日より適用。G-SIBsの諸原則の完全遵守に向けた取組みを推進。
3日	◇厚生労働省、「平成26年財政検証結果」を公表。 ◇IASB（国際会計基準審議会）・FASB（財務会計基準審議会）、収益認識に関する共同の移行リソース・グループ（TRG）の創設を発表。
4日	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」および「金融検査マニュアル」等を改正し、同日より適用。反社会的勢力への対応および上場銀行における社外取締役設置に係る監督指針等の改正。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「資産運用業における信用格付会社への依存の低減に係るグッドプラクティス」と題する市中協議報告書を公表。 ◇国民年金法等の改正法が参議院で可決・成立（11日公布）。
5日	◇自由民主党税制調査会・公明党税制調査会、「法人税改革に当たっての基本認識と論点」を公表。 ◇自由民主党・公明党（与党税制協議会）、「消費税の軽減税率に関する検討について」を公表。
6日	◇金融庁、「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令等」を公布。マイナンバー法に基づく振替機関による特定個人情報の提供について定める（マイナンバー法施行日等より施行）。 ◇金融庁、IOSCOが「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」を公表した旨公表。 ◇金融庁、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等を公表。投資信託及び投資法人が主として投資対象とすることができる資産である特定資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加する等の案（7月7日まで意見募集）。 ◇EU、銀行・投資会社の報酬の規制と透明性の強化に関する新規則が発効。
7日	◇国税庁、「法人番号の指定等に関する省令（案）」を公表（7月6日まで意見募集）。
10日	◇金融庁、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストの第1回目の公表を行う。受入れを表明した機関投資家等は計127。
11日	◇政府税制調査会、「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理」を公表。 ◇IASB、公開草案「投資企業——連結の例外の適用」（IFRS第10号及びIAS第28号の修正案）を公表（9月15日まで意見募集）。
12日	◇日証協、「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」を改訂。2014年度税制改正による取扱金融機関の変更等について改訂。 ◇金融・資本市場活性化有識者会合、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を公表。 ◇EU、MiFID II（金融商品市場指令）・MiFIR（金融商品市場規則）を公布。EU加盟国は2年以内に法改正し、2017年1月から適用。 ◇EU、市場濫用指令を公布。EU加盟国は2年以内に法改正し、2016年7月から適用。
13日	◇投資信託協会、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案を公表。信用リスク集中回避のための投資制限の規定等を定める案（27日まで意見募集）。
17日	◇日証協「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」、報告書「株式

	<p>投資型クラウドファンディング及びグリーンシート銘柄制度等に代わる新たな非上場株式の取引制度のあり方について」を公表。</p> <p>◇日証協「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」、報告書「我が国経済の活性化と公募増資等の一層の機能強化に向けた取組みの状況と今後の対応」を公表。</p> <p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のリーサー・ペーパー「財務諸表における事業モデルの役割」に対しコメントを发出。</p>
18日	<p>◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「脆弱な銀行の特定と取扱いに関する監督上のガイドライン」と題する市中協議文書を公表（9月19日まで意見募集）。</p> <p>◇確定拠出年金法施行令等の改正が公布。企業型確定拠出年金への拠出限度額が引き上げられる（10月1日施行）。</p>
20日	<p>◇会社法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立（27日公布）。</p> <p>◇金融庁、保険業法における責任準備金の前提となる標準利率の改定方法を見直す告示を公布（10月1日施行）。</p> <p>◇金融庁、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公布。清算集中業務の対象者、対象商品を拡大。</p>
23日	<p>◇金融庁、「NISA口座の利用状況等について」を公表。3月31日時点で、NISA総口座数は650万3,951口座、総買付額は1兆34億4,608万円。</p>
24日	<p>◇内閣、「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」を閣議決定。</p> <p>◇金融庁、「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」を公表。</p> <p>◇バーゼル委、「開示要件（第3の柱）の見直し」と題する市中協議文書を公表（9月26日まで意見募集）。</p>
25日	<p>◇金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表。新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮等の改正案（7月25日まで意見募集）。</p>
26日	<p>◇金融庁、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る監督上の着眼点（案）」を公表（7月25日まで意見募集）。</p>
27日	<p>◇金融庁・証券取引等監視委員会、「インサイダー取引規制に関するQ&amp;A」を追加し公表。</p> <p>◇平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る政令・内閣府令等の改正が閣議決定（その後、7月2日に公布）。投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化などに伴う措置（原則12月1日施行）。</p> <p>◇政府税制調査会、「法人税の改革について」を公表。</p> <p>◇金融活動作業部会（FATF）が25～27日の会合で、日本に対しマネーロンダリング（資金洗浄）やテロ資金対策の欠陥の是正を求めた。</p>
30日	<p>◇金融庁、全保険会社を対象に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施することとした旨、公表（結果概要の公表は2015年5月目途）。</p> <p>◇金融庁、「保険会社に対する統合的リスク管理態勢ヒアリングの実施とその結果概要について」を公表。</p> <p>◇金融庁、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等の改正案を公表。届出前勧誘に該当しない行為を明確化する等の案（7月30日まで意見募集）。</p> <p>◇ASBJ、実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表し、同日適用。</p> <p>◇コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会、「社外役員を含む</p>

非業務執行役員の役割・サポート体制等に関する中間取りまとめ」および「社外役員等に関するガイドライン」を公表。

### ◇7月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2014年	7月22日	◇東証、TOPIX100 構成銘柄について、呼値を最低 10 銭単位に縮小。
	10月1日	◇企業型確定拠出年金への拠出限度額、引き上げ。 ◇雇用保険の教育訓練給付の支給率を現行の 10%から最大 60%に、支給額を現行の最大 10 万円から最大 144 万円に引き上げ。
	12月1日	◇投資信託制度改革の適用開始。 ・投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。 ・投資法人における新投資口予約権の発行、自己投資口の取得が解禁。
	12月31日	◇この日の財産状況に係る国外財産調書から、国外財産調書の不提出・虚偽記載について罰則適用開始。 ◇直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税措置の適用期限。
2015年	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の 55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の 4 割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が 40%から 45%に引き上げ。 ◇NISA の 1 年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。 ◇個人による物価連動国債の購入が可能に（2016 年 1 月 1 日以後償還のものに限る）。
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	4月ごろ	◇会社法改正法の施行見込み。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	10月1日	◇消費税率が 8%から 10%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。 ◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮。 ◇国民年金の過去 5 年間の保険料を納付できる制度が開始。
	10月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
2016年	12月31日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
	1月1日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が 245 万円から 230 万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始（予定）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、30 歳未満の者から 50 歳未満の者に拡大。
2017年	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。
	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が 230 万円から 220 万円に縮小。
	10月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※2014年6月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。太字は、2014年6月中に決定した内容。

## ◇今月のトピック

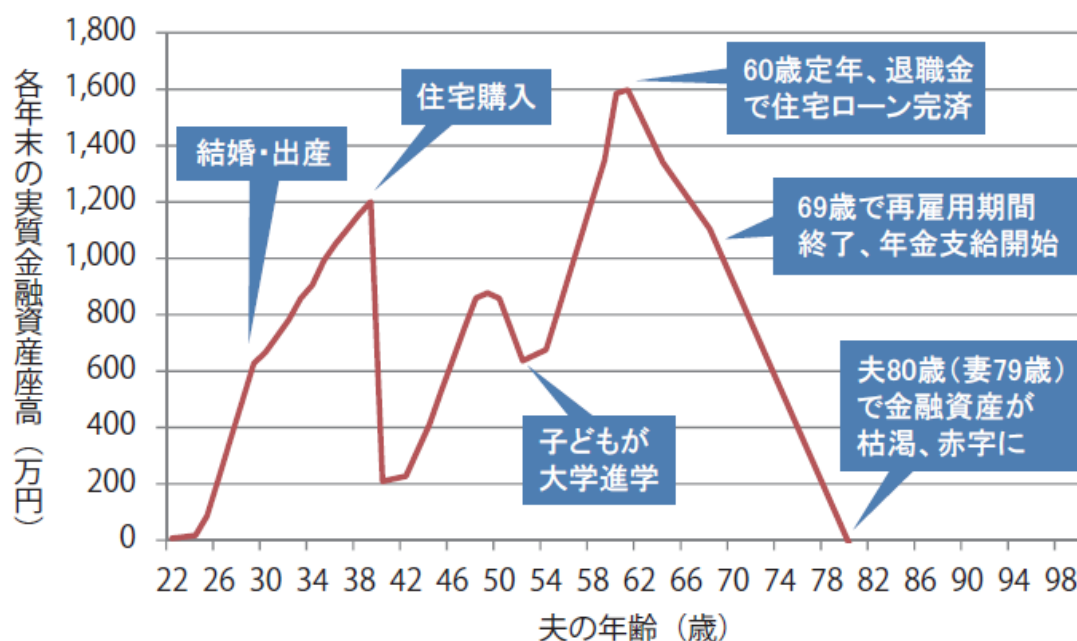
## なるほど NISA 第 8 回（前・後編） NISA をどのように活用するか

2014 年 6 月 23 日・25 日 是枝 俊悟

前編 [http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140623\\_008678.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140623_008678.html)後編 [http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140625\\_008690.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140625_008690.html)

※ここでの図表番号は、前後編を通した図表番号としている（引用元のレポートの図表番号とは対応していない）。

図表 1 1991 年生まれ世帯の想定金融資産残高推移（物価並み利回り）

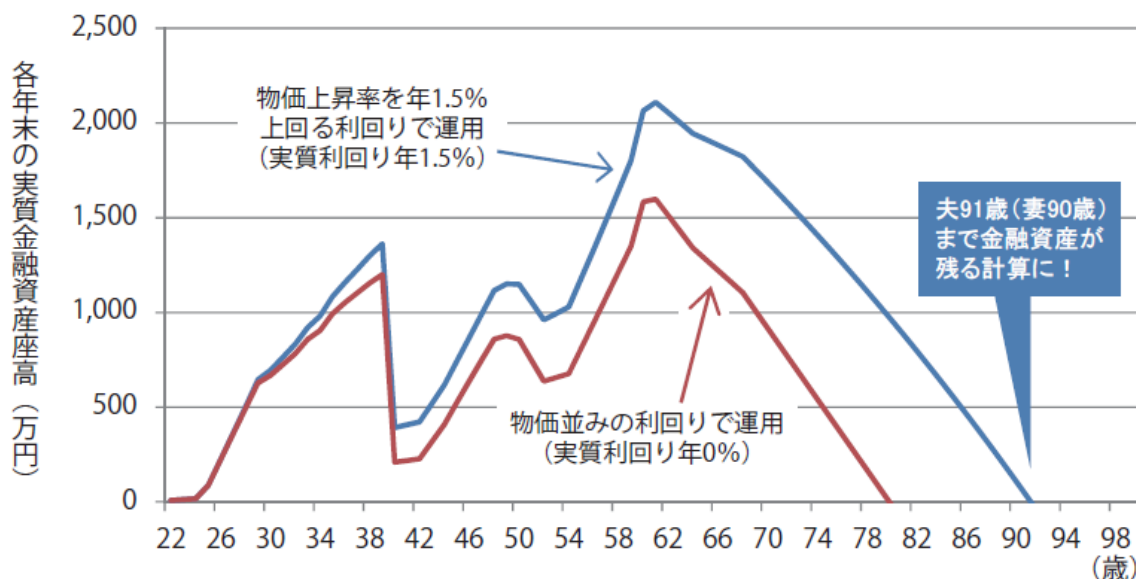


(注) 実質金融資産残高とは、金融資産残高を物価上昇率を考慮して現在の価値に換算した額のこと。

(主な前提) 夫30歳、妻29歳で結婚し、子ども2人を育て大学までの学費を出す（高校まで公立、大学は私立自宅通学）。夫は正社員（定年再雇用により69歳まで働く）、妻は出産後末子が小学5年生になるまでは専業主婦、以後60歳までパートで働く。消費税率は25%まで引き上げ、年金支給開始は69歳から。2010年代～2020年代年率1.3%、2030年代年率0.9%の実質GDP成長率をもとに給与水準が引き上げられると想定。

(出所) 大和総研試算

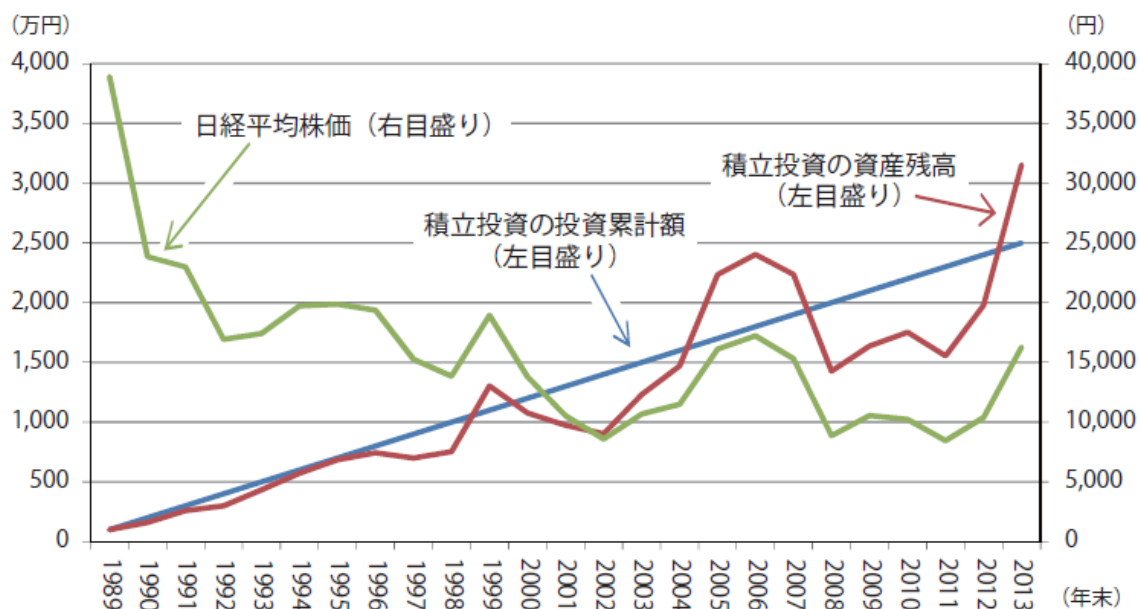
図表 2 1991 年生まれ世帯の想定金融資産残高推移（利回り別）



（主な前提）収入および支出については図表 1 と同じ前提。実質利回りとは、税引き後の利回りから物価上昇率を差し引いた率のこと。

（出所）大和総研試算

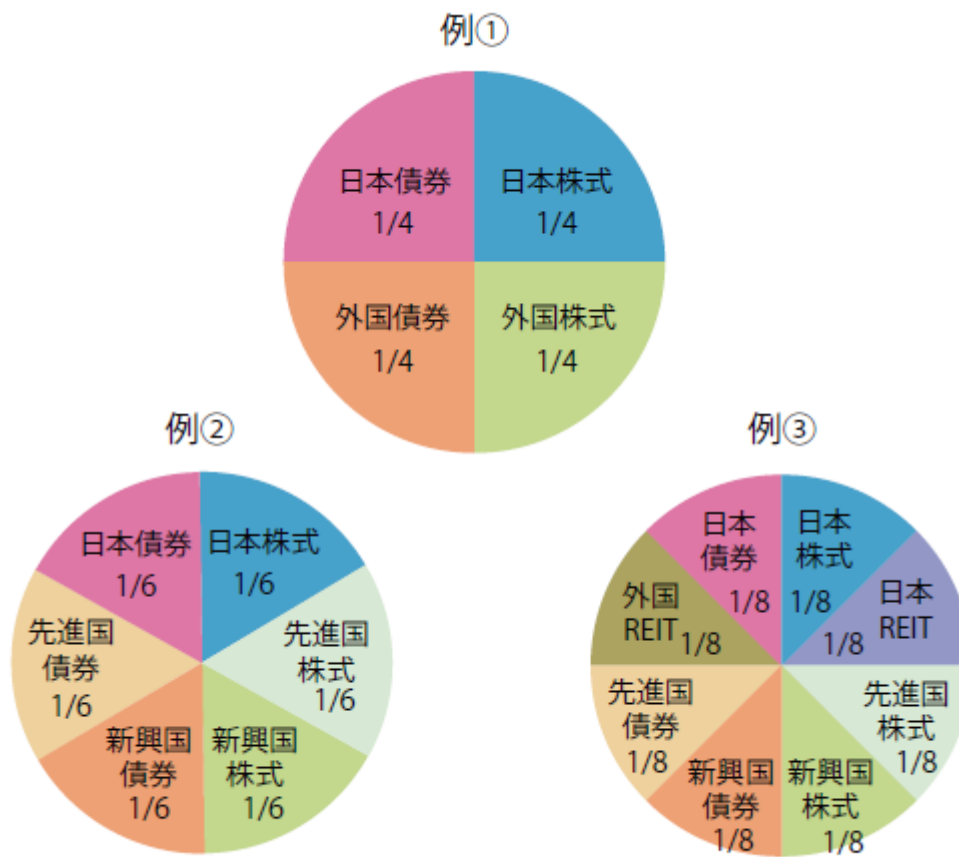
図表 3 1989 年末から日本株に積立投資をしていたら



（注）各年末に100万円投資し、投資成果が配当込みTOPIXに連動するものと仮定した場合の積立投資の残高を示したものの。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課試算

図表4 分散投資における一般的な資産配分例



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成



## ◇レポート要約集

### 【2日】

#### なるほどNISA 第6回

##### 投資信託制度の改革 —NISAの制度設計等への影響—

2012年12月に、金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」が公表され、これを受けた法改正が2013年に行われています。NISAの制度設計等には、当該最終報告の背後にある考え方も影響を与えていると思われます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140602\\_008586.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140602_008586.html)

### 【4日】

#### なるほどNISA 特別回

##### 2014年度税制改正で、毎年金融機関の変更が可能に

当初の制度は、同一の勘定設定期間中は、NISA口座の開設先を他の証券会社・金融機関に変更することはできませんでした。しかし、2014年度税制改正により、2015年から、毎年、開設先を変更することができるようになりました。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140604\\_008596.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140604_008596.html)

#### バーゼルⅢの初歩 第1回

##### 「バーゼルⅢ」とは？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第1回は、「バーゼルⅢ」の意味を解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140604\\_008600.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140604_008600.html)

### 【10日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2014.5

##### ～法律・制度の新しい動き～

5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

5月は、政府の税制調査会に基礎問題小委員会が設置されたこと（12日）、いわゆる「プロ向けファンド」の販売対象者に制限を設ける政令・内閣府令案等が公表されたこと（14日）、不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る業務規程等の一部改正を公表したこと（22日）、金融商品取引法等の一部を改正する法律・保険業法等の一部を改正する法律が参議院にて可決・成立したこと（23日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140610\\_008628.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140610_008628.html)

## 【11日】

## バーゼルⅢの初歩 第2回

## バーゼル規制の変遷は？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第2回は、バーゼル規制の変遷を解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20140611\\_008623.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/base13/20140611_008623.html)

## 【12日】

## なるほどNISA 第7回（前編）

## 政府が期待する活用方法と各社の対応－「金融資産ゼロ世帯」と先取り貯蓄－

近年、「金融資産ゼロ世帯」の割合の上昇に歯止めがかかっていません。2013年には、2人以上の世帯のうち31.0%が「金融資産ゼロ世帯」となっています。平均以上の収入がある世帯でも20%前後が「金融資産ゼロ世帯」となっており、問題視されています。ある程度収入がありながらも貯蓄・投資の習慣がついていない世帯が金融資産を蓄えていくためには、「先取り貯蓄」が有効です。NISAで「るいとう」や投信積立を利用すれば、運用益非課税の恩恵を受けながら効果的に「先取り貯蓄」ができます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140612\\_008633.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140612_008633.html)

## 【13日】

## なるほどNISA 第7回（後編）

## 政府が期待する活用方法と各社の対応－年1回決算・ノーロードの投資信託－

これまで金融機関の中には投資信託の販売手数料を重視し、頻繁な投資信託の「乗り換え」を勧誘するケースもあったとされます。また、毎月の安定収入を得たいとする顧客のニーズに合わせた毎月分配型投資信託が投資家の高い人気を得ていました。しかし、頻繁な投資信託の「乗り換え」や高頻度の分配金の支払は、運用効率からすれば望ましいとは言えません。もっとも、NISA導入を契機として、金融機関は年1回決算の投資信託や販売手数料無料の投資信託の取り扱いを増やしています。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140613\\_008639.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140613_008639.html)

## 【20日】

## いわゆるスクープ報道と適時開示を巡って

## ～「不明確な情報等に関する注意喚起」制度の導入～

東証は、「開示注意銘柄制度」に代えて、新たな「注意喚起制度」を導入する業務規程等の改正を行い、2014年5月31日から施行している。

具体的には、(a)投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがある不明確な情報が生じている場合、又は(b)その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情がある場合であって、その周知を必要と認めるときに、東証が投資者に対する「注意喚起」を行うというものである。

いわゆるスクープ報道などがあつた場合にも、その内容の重要性などによっては、「注意喚起」がなされるものと考えられる。加えて、必要に応じて、上場会社に対する照会、開示の要請や、売買の停止なども組み合わせて行われることが考えられる。

その意味では、今回の見直しは、直接、上場会社を規制するものではないものの、適切な開示を促す上で、一定の役割が期待されているようにも思われる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140620\\_008668.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140620_008668.html)

### 巨大金融機関、規制自己資本比率が2倍に？ ～破綻処理に資する“GLAC”（ベイルイン債務）の拡充が求められるか～

ここもと、巨大金融機関を対象とした新たな自己資本比率規制に関する議論が注目されている。その議論とは、“GLAC (Gone concern Loss Absorbing Capacity)”である。

GLACは、G-SIFIs（グローバルなシステム上重要な金融機関）の破綻処理時の損失吸収力の充実方法についての議論である。金融機関の破綻処理枠組みが各管轄でまちまちである現状にかんがみ、金融安定理事会（FSB）が2013年9月のG20サンクトペテルブルク・サミットにて報告し、承認されている。

GLACの内容は「ベイルイン債務」である。GLACに具体的に何が含まれるのかは、非常に重要なポイントになる。

仮にGLACがバーゼルⅢ適格の負債性その他Tier 1及びTier 2に限られるとした場合、G-SIBsは今後バーゼルⅢ適格の劣後債の発行を一定額以上求められることが考えられる。もっとも、仮にGLACが預金保険制度の対象外の預金（非付保預金）をも包含するとした場合、そうした資本調達手段の新規発行の必要はなくなるだろう。

GLACの最低必要水準については、バーゼル規制の2倍持つべきという主張もされているようである。

仮に、ベースをバーゼルⅢにおける自己資本比率の最低所要水準（8%）に資本保全バッファ（普通株式等Tier 1で2.5%）を合わせた10.5%とした場合、その2倍は21%である。

FSBは、本年11月のG20ブリスベン・サミットにてGLACの定義やその最低必要水準について報告書を提出した後、これを市中協議に付すとともに、定量的影響度調査（QIS）を実施する予定である。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140620\\_008670.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140620_008670.html)

### バーゼルⅢの初歩 第3回 バーゼルⅠはなぜ導入された？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第3回は、バーゼルⅠの内容を解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140620\\_008661.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20140620_008661.html)

## 【23日】

## なるほどNISA 第8回（前編）

## NISAをどのように活用するかー資産運用が家計改善の有力な選択肢にー

高齢化に伴う社会保障費の増大や財政赤字の解消の必要性を考えると、今後も社会保障制度を持続していくためには、消費税率のさらなる引き上げや年金支給額の引き下げなどが必要と考えられます。こうした負担を踏まえると、これから社会に出ようとする若者は、親や祖父母の世代と同様の老後生活を実現することも難しくなるかもしれません。しかし、家計を改善する方法も多数あり、その1つとして考えられるのが資産運用です。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140623\\_008678.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140623_008678.html)

## 【24日】

## 銀行の再編に関する法律など

## ～銀行同士の合併を例に、法律ごとにワンポイント解説～

平成に入って銀行の再編が多く見られた。最近では、地方銀行と第二地方銀行の経営統合が公表された例もある。今後も自身の経営戦略に基づき銀行が再編を行うことは考えられる。

銀行が再編を行う場合にどのような法律が関わってくるのだろうか。再編は大変複雑な行為であるので、多くの法律が関係していると思われる。

ここでは銀行同士が合併する場合を前提に、会社法、銀行法、産業競争力強化法、金融機能強化法などの基本的と思われる主だった法律を掲げ、ごく簡単な解説を加えたい。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140624\\_008683.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140624_008683.html)

## 会社法改正法、成立

2014年6月20日、会社法改正法が可決、成立した。

会社法改正法には、2012年9月に法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」を踏まえ、①社外取締役・社外監査役の社外要件の見直し、②多重代表訴訟制度の創設、③監査等委員会設置会社制度の創設、④支配株主の異動を伴う第三者割当に対する規制、⑤特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設などが盛り込まれている。

施行日は、公布日から1年6ヵ月内の政令指定日とされている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20140624\\_008685.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20140624_008685.html)

## 【25日】

## なるほどNISA 第8回（後編）

## NISAをどのように活用するかー時間分散・銘柄分散で安定的な運用を目指すー

安定的なリターンを得るための運用手法としては、時間分散・銘柄分散を行うことが有効です。NISAの商品性は時間分散・銘柄分散による運用に適しています。今回は時間分散・銘柄分散による投資手法を解説します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140625\\_008690.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140625_008690.html)

## ◇6月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経ヴェリタス (6月1日付 18面)	「調査レポートから」に 「株式課税強化提案の問題点」を紹介	吉井 一洋 是枝 俊悟
産経新聞 (6月2日付 13面)	「130万円の壁」の試算を掲載	是枝 俊悟
週刊朝日 (6月13日号)	共働き世帯と片働き世帯の 税負担の違いについて掲載	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (6月14日号)	数字は語る—高収入世帯こそ 自動積み立てで貯蓄の習慣を	是枝 俊悟
ダイヤモンドオンライン (6月20日配信記事)	女性がステップアップできる社会実現に は「就労調整」と「割に合わないゾーン」 解消がカギ	是枝 俊悟
中国新聞 (6月28日付 17面)	「130万円の壁」の試算を掲載	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (6月29日付 20面)	「調査レポートから」に「巨大金融機関、 規制自己資本比率が2倍に？」を紹介	鈴木 利光
Financial Adviser (7月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol. 40 公社債税制の抜本改正	是枝 俊悟

## ◇6月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
6月2日	非課税で運用するなら確定拠出年金？NISA？ ～マッチング拠出を行う前に検討したいこと <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140602_008583.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140602_008583.html</a>	是枝 俊悟
6月16日	金融経済とは？ ～手軽にできることから、始めよう <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140616_008644.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140616_008644.html</a>	堀内 勇世